

## 新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト（勤労福祉会館）

令和 年 月 日

施設管理者 様

団体（グループ）名：

代表者名：

私共は、勤労福祉会館の利用に際して、次の新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むことをお約束します。

### **利用者が遵守すべき事項** をチェックする

- 利用人数（定員の1/2以下での利用、講演等の場合は舞台から観客の距離を2m確保し、客席の間隔を1m確保できる人数での利用）を遵守すること
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
  - 体調がよくない場合（例；発熱、咳、咽頭痛、だるさなどの症状がある場合）
  - 玄関ロビーにて検温を行い、異常が発生した場合
  - 利用者本人も含め、同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航、又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを着用すること
- 利用前後のこまめな手洗い（水と石鹸で丁寧に）又はアルコール等による手指消毒を徹底すること
- 接触を伴う、社会的距離が保てない活動（密着したダンスなど）をしないこと
- 利用終了後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無について報告すること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

### **会食を伴う活動をする際に遵守すべき事項**

- 向かい合わないで一方向にテーブルを配置すること（向き合う配置の場合は、目の前に透明の亚克力板を設置し飛沫を避けること）。
- 会食時以外のマスク着用に心掛けること
- 会食の前後に手指消毒をすること
- 会食の前後にテーブル等を消毒すること

### **大きな声を出す活動、呼気が激しくなる運動をする際に遵守すべき事項**

- 飛沫・感染対策を実施すること
- 対面での活動を行わないこと
- 常時、部屋の換気を行うこと（常時できない場合は、必ず1時間に10分程度の休憩と部屋の換気を行うこと）
- 利用する部屋の定員の1/3以下で利用すること

注) 上記を遵守できない場合は、利用予約の取り消し、又は途中で利用中止を求める場合があります。